

徳島県告示第六百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年十月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 9		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地 の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
徳島環状				徳島市川内町榎瀬七七一番一地从 板野郡北島町鯛浜字原四五番五地先まで		新	旧 九・〇〇一七・〇	九六八・七